

令和8年5月27日

共 産 党

男女雇用機会均等法と関連法を抜本的に改正し、格差
の是正を積極的に進めることを求める意見書（案）

令和7年の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、148か国
中118位となり、G7では最下位のままで、深刻な格差が残され
ている。

日本では管理職に占める女性の割合は徐々に増加しているもの
の、役職が上になるほどその割合は低くなっている。令和6年の帝
国データバンクの調査によると、女性管理職の割合は10.9%と、
調査開始後初めて10%を超えたが、上場企業の役員に占める女性
の数は諸外国に比べて低く、経営層への女性の進出は著しく限定さ
れている。加えて、男女間の賃金格差は依然として大きく、非正規
雇用において女性の比率が高いことも、経済的格差をより深刻なも
のにしている。

令和5年に政府は、東証プライム市場上場企業を対象として、「令
和12年までに、女性役員の比率を30%以上とすることをめざ
す」という目標を掲げた。制度の整備は進んでいる一方で、実効性
を高めるには、社会全体の意識改革が必須であるとともに、時代が
求める法改正こそがジェンダー平等実現への強力な後押しになる。

国連の女性差別撤廃委員会は、格差是正の具体的措置をとるよう
勧告している。日本政府は男女雇用機会均等法の施行から40年が
経過した実態を直視し、雇用におけるジェンダー平等に役立つ法整
備を行うべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、男女雇用機会均等法と関連
法を抜本的に改正し、格差の是正を積極的に進めることを強く求め
る。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛